

○委員長(山本一太君) この際、副大臣、副長官、

大臣政務官及び長官政務官から発言を求められて

おりますので、順次これを許可します。逢沢外務

副大臣。

○副大臣(逢沢一郎君) このたび外務副大臣に就

任をいたしました逢沢一郎でございます。どうぞ

よろしくお願ひをいたします。

外交の目的は、日本の安全の確保、同時に日本

の繁栄の確保、そのように承知をいたしております。

國益を正面から見据えた外交の推進に微力を

尽くしてまいる覚悟でございます。

川口大臣を補佐しながら、力を尽くしてまいり

ますので、山本委員長始め委員各位の御指導、御

協力を心よりお願ひ申し上げ、ごあいさつをいた

します。

○委員長(山本一太君) 続きまして、阿部外務

副大臣。

○副大臣(阿部正俊君) 今回、外務副大臣を拝命

いたしました阿部正俊でございます。

山本新委員長を始め委員各位に謹んでごあいさ

つを申し上げました。(拍手)

○委員長(山本一太君) 引き続きまして、阿部外

務副大臣。

○副大臣(阿部正俊君) 何よりもまず、先国会では大変皆様方にお世話

になりました阿部正俊でございます。

山本新委員長を始め委員各位に謹んでごあいさ

つを申し上げる次第でございます。

何よりもまず、先国会では大変皆様方にお世話

になりました阿部正俊でございます。

山本新委員長を始め委員各位に謹んでごあいさ

つを申し上げる次第でございました。

さて、今、逢沢副大臣が申されたとおり、外交

課題、たまたまたくさんの課題を抱えておりま

す。世界は激しく動いておるというふうに思つて

おります。我が国のこれから外交・安全保障上

の諸課題に取り組むに当たりまして、川口大臣を

補佐し、逢沢副大臣とともに外務副大臣として職務を全うすべく全力で臨む所存でございます。

どうか委員長始め本委員会の皆様の御指導と御協力を改めていただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつをいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、浜田防衛厅

副長官。

○副長官(浜田靖一君) 防衛厅副長官を拝命いたしました浜田靖一でございます。

石破長官をしつかりと補佐して、防衛政策を一層推進させるよう努力してまいりますので、山本委員長始め委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻

を心からお願ひを申し上げる次第でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、田中外務大臣政務官。

○大臣政務官(田中和徳君) 皆様、おはようござ

ります。

今般、外務大臣政務官を拝命いたしました田中和徳でございます。

山本委員長始め各委員の先生方に一言ごあいさ

つを申し上げます。

我が国及び国民の安全と繁栄を確保するためには、一層の努力が必要であります。私は非力であります。

委員長始め本委員会の諸先生の御指導、御鞭撻

果たすべく、大臣、副大臣の御指導の下、努力を

してまいりたいと思います。

○委員長(山本一太君) 続きまして、嘉数防衛厅長官政務官。

○長官政務官(嘉数知賢君) おはようございま

す。

このたび防衛厅長官政務官を拝命いたしました

嘉数知賢でございます。

国家の平和と独立を守るという崇高な任務に長

官政務官として再度携わることができましたこと

を、私は、自身大変光栄に思つておりますし、精

一杯頑張つていきたいと思つています。防衛厅長

官、副大臣の御指導をいただきながら、課題解決

に精一杯努力をしてまいりたいと思います。

山本委員長始め委員の皆さんによろしく御指導

いただきますて、頑張らせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、中島防衛厅長官政務官。

○長官政務官(中島啓雄君) このたび防衛厅長官

政務官を拝命いたしました中島啓雄でございます。

本年の国会は防衛問題が非常に注目された年で

もございますし、その使命と責任の重大さを痛感

をいたしております。

それから、自衛隊の活動というのは、何といつ

力をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、荒井外務大臣政務官。

○大臣政務官(荒井正吾君) このたび外務政務官を拝命いたしました荒井正吾でございます。

外交及び安全保障の問題に、非力ではございませんが、全力を挙げて取り組ませていただきたないと

思います。

なお、三政務官の中では私が本委員会の主たる担当ということでおられますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、嘉数防衛厅長官政務官。

○長官政務官(嘉数知賢君) おはようございま

す。

担当ということでございますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(山本一太君) 続きまして、嘉数防衛厅長官政務官。

○長官政務官(嘉数知賢君) おはようございま

す。

このたび防衛厅長官政務官を拝命いたしました

嘉数知賢でございます。

国家の平和と独立を守るという崇高な任務に長

官政務官として再度携わることができましたこと

を、私は、自身大変光栄に思つておりますし、精

一杯頑張つていきたいと思つています。防衛厅長

官、副大臣の御指導をいただきながら、課題解決

に精一杯努力をしてまいりたいと思います。

山本委員長始め委員の皆さんによろしく御指導

いただきますて、頑張らせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(山本一太君) 続きまして、中島防衛厅長官政務官。

○長官政務官(中島啓雄君) このたび防衛厅長官

政務官を拝命いたしました中島啓雄でございます。

でも、隊員諸兄姉の士氣にかかるわけでござい

ますので、極力、現場の部隊を訪問いたしまして、実態の把握に努めてまいりたいと思います。

石破長官を補佐いたしまして、頑張つてまいり

ますので、山本委員長始め委員の皆様の御指導を

よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(山本一太君) ありがとうございます。

そこで、防衛参事官等及び自衛官の俸給の改定を行つて

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じ

ち、推薦枠といいますか、高校の校長先生等からの推薦をいただいたことを前提にして、採用枠のうち、推薦入学ということでは百名程度推薦枠はございます、全体の枠いたしまして。

それで、この推薦をする場合には、まず、この推薦の制度は平成四年の四月入校分から発足いたしました、まずその要件といたしまして、人物、健康ともに優れ、将来幹部自衛官になる強堅な意志を持ち、成績優秀であること、又は生徒会活動、部活動等におきまして顕著な指導力を發揮した実績がある優れた資質を有する者であつて、高等学校長が責任を持って推薦できる者から、推薦採用試験というのをまた、これ、推薦だけではなくて採用試験を行つて、それの合格した者を入校させているところでございます。

自衛隊生徒のうち、今申し上げました推薦採用試験によりまして防衛大学校を受験した者が平成十五年では、平成十五年の四月入校分では八名が受験しております、そのうち合格者は四名でござります。平成十四年の四月入校分、前年度でございますけれども、十五名の方が受験して十一名が合格しております。等々、一定の実績は、その自衛隊生徒から防衛大学校への道というのは、推薦枠を使いながら行われていることは現実としてございます。

ただ、先生御指摘のように、一方で、自衛隊生徒のうち防衛大学校の入校を希望する者を、防衛大学校優先といいますか、言葉の定義の問題もござりますけれども、優先に入校させることは、自衛隊生徒であるという要件のみをもつて防衛大学校の試験に合格させると入校を認めることになりりますので、防衛大学校の入学試験というものが一種公務員の採用試験としての側面を有しているものであります関係上、慎重に対処すべきとは思いますが、自衛隊生徒であります防衛大学校の受験者は、人物、健康ともに優れ、将来幹部自衛官になるよう強堅な意志を持つ者が多い、先ほど申し上げた要件のうち、かような部分が当てはりますので、優秀な防衛大学校の、防衛大学校学生

を確保するためにこれらの点を推薦の採用試験の選考基準としてより重視することなどについては、先生御指摘の点を踏まえまして所要の検討を行つべきものではないかと考えております。

以上でございます。

○月原茂皓君 今、局長がお話しのように、その問題について検討していただきということを私が申し上げているのは、中学、繰り返しますが、中学校卒業のときに職業選択をさせた、しかもこの方々の偏差値等については相当高いものがある。そして、防衛大学校を希望される一般の高等学校の方は進学のための勉強をしておる。この方々は湘南の通信教育を受け、その上にいろいろ自衛官としての訓練がある。そういうことを加味して、もし防衛大学校の方に進みたいという人については、やはり、今お話しのように四名あるいは十一名の方が入学されておる。中にはもう既に方面総監もされておる、経験者もおるという、立派な方々がおられるわけで、その枠も、枠というか、結果的にはちゃんと道が開かれておるということは分かりましたが、更に私はこの点について、今、局長がおっしゃったように検討を進めていただきたいと思います。

翻つて考えて、私は、国家公務員の一般的な基準に引つ張られて、自衛官の、自衛官自身の採用基準を一律にするという、その一般公務員と並べなければならないという考え方には反対であります。というのは、自衛隊は自衛隊としての必要な資質があると思うんですね、体力にしても気力にしても。ただペーパーテストで、いや、その一般公務員が私はペーパーテストのみで採用されるという、言つてゐるつもりはありませんが、それとおのずから違う集団であります。だから高い水準の者を探らなければならないけれども、その目的のために高い水準の者を探らなければ私は國民に対して申し訳がないと思う。

ある部隊に私がお伺いしたときに、半年ぐらい体力をそろえるために時間が掛かると言つておるんですよ。だから、それは最初から体力が一つの

勝負の職域なんですから、そういう、ポストによりますけれども、そういうふうなことを並べて採

解しております。

また、今ほど先生がお話しございました、永続といいますか、就職的な形態である任期制と異なる制度としてございますのは、もう一つの制度として曹候補士という制度がございます。これは、特に設けられた趣旨は、平成二年度から導入されたものでございますけれども、これは、景気

たいなど、このことをお願いしておきます。

続いて、この陸海空には任期制隊員というか、一般的の公務員と違つた資質が要求されるわけですから、そういう観点からもひとつ考えていただきたいなど、このことをお願いしておきます。

四年、六年というようなそれの、それでこの自衛隊としての任務が終わって社会に出られる方が多いわけですが、その中に、曹になれば定年制、要するに任期制ではなくて定年の方に乗つかつていくわけですが、そういうところで、最近、この任期制隊員から三曹へ、要するに曹の階級への昇任枠が非常に低くなつておるというようなことを耳にするわけであります。やっぱり自衛隊員の士気の維持向上ということから考えて、どのくらいの枠が適当なのかというのにはこれは議論のあるところですが、現在、その問題についてどのように考えられておるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(小林誠一君) 今ほど先生がお話しございましたけれども、私ども、特に曹の方々あるいは士の方々というレベルの採用の制度といふのは、一般的の二士の募集ということがまずあります。これについては御説明を要しないと思いますけれども、まず、曹への任用形態として二つ制度がございまして、一つは一般曹候補学生という制度がございます。

これは、発足は昭和五十年度から発足したものでございますけれども、これは高度の教育を二年間行いますと直ちに三曹に昇任させるという制度でございまして、これは自衛隊の中堅でございます陸海空曹の基幹要員を養成するものでございまして、これの応募倍率というのは約二十三倍、最近の平均では二十三倍というかなり高い制度に、魅力を持つ倍率を維持しております。魅力のある任用制度として定着しておるというふうに理

て、今、先生御指摘のように昇任という制度がございまして、この昇任の率というのがどういう形で推移しているかと申し上げますと、昭和五十八年度から平成五年度までは約一五%から二〇%で推移してございましたけれども、今申し上げました平成二年度から曹候補士が導入されると、平成九年度には七・五%までに低下したところでございます。これはかなり部隊の方から見ますと、一般で入られている方も最近では大卒の方等優秀な方も多いわけでございますので、昇任率が低いということは非常に隊員の皆さんの士気とかやる気とかというのをそぐことにもつながりますので、曹候補士あるいは任期制曹候補士及び任期制隊員の採用者の数を抑制いたしました結果、任期制隊員の三曹昇任率は平成十四年度には一四・二%までに回復したところでございます。

このようなことで、どのぐらいが適正な昇任率になるかというのにはなかなか難しゅうございます。

けれども、将来的な動向を踏まえますと、例えば、一例でございますけれども、陸上自衛隊の各普通科中隊、これは大体、約二百名程度ございますけれども、こういった基幹的になるような部隊に対してまして年間一名程度の昇任ができるような水準というのは、これ計算いたしますと約一二%から一四%程度が確保できればそういうことにつながるんではないかと一定の試算もございますので、そういうことを念頭に置きながら一定の三曹昇任枠が、水準が確保されますよう十分努力してまいりたいと考えているところでございます。

○月原皓君 今、局長からるる御説明がありましてよく分かりましたが、今お話の中に、曹候補士のことについては、これは大体三千人ぐらい採用しておるわけですが、バブルのときの一つの対策として生まれたものであると。その後その制度そのものについても別の意義が出てきたかも分からりませんけれども、一般的に言うと、そういうことから言えれば、今はバブルのときではなくて大変な時代を迎えておるわけで、優秀な方が二士で多くの方が入ってくる状況であります。ですから、今弾力的に運用して、今お話しのように一二、三%を維持する。どのパーセントがいいのか私も分かりませんけれども、要するに、候補士の方についてはやはり弾力的に運用するということで士気を高めて、むしろ隊の二士から曹に昇任することができるようにしていただきたいと思います。

もうそろそろ時間が参りましたので、そこで長官に感想をお尋ねしたいんですが、私は、大臣、やはり精強な軍隊というか精強な自衛隊といふか、そういうものの根幹は、やはりそれぞれの職種の人たちが力一杯仕事ができる人事制度が確立しておることが大切だと思うんですね。それで、今私が全体について考えて処遇の問題についてお話し申し上げましたが、お尋ねしたわけであります。ですが、その時代時代に意義のあつたものであつて、それが硬直化してくる可能性がある。だから、そのところは今、局長のお話のように弾力的に

運用しておりますが、更に一層この問題について、私が今申し上げたような問題について、大臣、ひとつ高い見地からお話を願いたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 御造詣の深い先生の御指摘であります。私は、本当にフレキシブルに制度というのを見直していかなければいけないのだろう。一つ思っていますのは、もちろんお勉強もできなきやいかぬのですが、学力だけで選ぶということがあつていいんだろうかと。本当に私、全國あちらこちら回つてみますと、確かに勉強はできると。だけれども、片やそんなに勉強すごくできるわけじゃない、でも国防に対し、防衛に対し、国家国民に対する奉仕の精神において非常に優秀な子たちもいる。こういう子たちをどうするんだということが一つあるだろうと思う。

もう一つは、自衛隊創設以来、実際の有事とうに遭遇したことがないわけです。有事において活躍できる人材と平時において活躍できる人材というのは違うのかもしれない。そのところをどのように考えるべきなのだろうか。私に明確な解があるわけではありませんが、そのような問題意識を持つておるところでございます。

人事制度につきましても、これ年齢構成も併せて、今在り方検討の中で議論をいたしておるところでございますので、今後とも御指摘、御指導賜りたいと存じます。

○月原茂皓君 そのような、今在り方検討で検討されておるというお話をあります。今、大臣のお考え、要するに自衛隊そのものの組織それぞれに要求される能力、それはおのずから一般社会のものと異なる部分もあるわけですから、そういう点をこの機会に十分検討していただけるようなりで心強く思つております。

以上で終わります。

○佐藤道夫君 続いて、私から川口大臣と石破長官とにお尋ねしたいと思います。いずれも基本的な問題でござりますので、どうか御自分の考え方をストレートに出していくだければ大変ありがたいと。お願ひいたします。

それから、法案の関係については、格別異論はございません。賛成ということで御理解いただけて結構であります。

外務大臣は今日は緊張をしておられるわけでしようかな、赤い洋服ということなので、緊張をもみほぐしましてフランクにお答えいただければ結構だと思います。

そこで、小泉首相の最近のある発言をとらえまして、これをどう考えるかということを最初にお尋ねしておきたいと思います。

先日、さる衆議院の委員会におきまして、質問者から、イラクの大量破壊兵器はまだ発見されていない、アメリカがもう本当に必死になつて調査をしておつても発見されない、これはもうアメリカが戦争を始めた時点において大量破壊兵器はイラクに存在していない、それが存在していないから今になつても発見されないんだろうと、こういう問い合わせに対しまして、小泉首相は、顔を真っ赤にしましてテーブルをたたかんばかり、声もオクターブを上げまして、高らかに、何をおつしやるか、フセインを見ろと。イラクのフセインがどうしたのかと、こう思いましたら、彼は戦争時はいたんでしょね。しかし今は行方不明と。フセインが行方不明、大量破壊兵器だつて戦争開始のときにはあつたけれども今は行方不明、フセインと全く同じではないのかと、こう言わんばかりなんですかれども、これは全くおかしいわけですよ。こんななばかげた答弁はないと思いますよ。

考えてもごらんなさい。イラクに戦争開始當時フセイン大統領がいたということを疑う人は世界広しといえども一人もいない。みんな、フセイン大統領がイラクにおいて、戦争が開始されたらどうか行つちやつて行方不明になつて、それだけのことなんですね。それと大量破壊兵器を一緒くたにして、そんなばかげた質問はない」と。

この言い方は、彼は本当に考えて考え方抜いて、どうだと言わんばかりの顔をしておりましたけれども、関係のない問題を二つかみ合わせましてどうだと、こう言つているようなものでありまし

て、だれが考へてもフセインが行方不明になつておる、それだけのことじゃないか。フセインがいなくなる、いなかつたなんということはあり得ないことなんだと皆そう思つて、世界じゅうの人が皆そう思つている。

ところが、大量破壊兵器につきましては、戦争開始当時本当にイラクにあつたんだろうかと。写真一枚ないじゃないかと。我々の目で確認したことも一切ない。それを確認したという人もいない。国連が調査団を派遣して調査中であったが、おまえらだけと言つてアメリカが介入していつた。それには、相当な証拠をつかまえているから、戦争に介入したら立ち所に大量破壊兵器を発見して、どうだ、これで世界平和は保たれたと、こう言うだらうと思ったら、何か月掛かつて何千人という調査団を派遣しても発見されない。行き着く結論は明らかなんですよね。最初からなかつたから発見できないだけじゃないかと。フセインの場合とは全く問題が違う。

私の知り合いのさる中学校の先生が電話をよこしまして、今日の中学生というとみんな考へるのは、茶髪にして、何か盛り場をうろつき回つて悪いことし放題、これが中学生かと、こう思われるけれども、そうじゃない。大変まじめな子供たちもありまして、その先生が言うには、クラブを作つて、政治問題、経済問題を取り上げてみんなで議論して、その結論を我々のところに持つてきて、どうですか先生、この結論がよろしいでしようかと、こういううまじめな連中がいるんですよ。その連中ですら、あの質問を聞いておつて、答弁を聞いておつて、おかしいでしよう、とてもこれはまじめな答えとは思えない、日本の総理大臣といつて、世界じゅうから怪しまれることにもなりかねない、一体何なんでしょうかと。この子供たちの疑問も十分理解できると思いますよ。

大量破壊兵器とフセインと一緒にしちゃつて、片つ方がいないから片つ方がなかつたことになるんだと、そんなことになるわけは決してないんであって、私、もう彼は三回、四回この答弁をして

おりませんから、最初だったと思ひますけれども、衆議院でその答弁をした際にこの委員会でも取り上げまして、これはもう本当にナンセンスとしか言いようがない、できたらこんな恥ずかしい答弁はやめにしてもらいたいと。そういうわけで、機会を見て総理に、あれはちょっとおかしいんじゃないでしようかと、御訂正願うか、あるいはもう知らぬぶりしておるか、万が一聞かれたら、冗談だつたというぐらいにしてと、そういうことを総理に申し上げたらどうでしようかといふことも言いまして、福田官房長官もおられまして、あなたの方二人も一々うなづきながら、こうやつてうなづきながらメモも取つてましたように思ふんです。ですから、当然私のあの質問は総理の耳に入つて、総理も、そうだな、じややめておこうと、特にうるさい議員が問題にしているんならこれはもう今後やめたと、こう言うかと思つたら、決してそんなことはないんですね。二、三日前ですよ、つい、やつたのは、相手は民主党の幹事長だったと思いますけれどもね。まあ、だれでもいいですけれども。

そこで、改めてお二方にお聞きします。この首相の発言についてどう思われますか。簡単で結構ですけれども。

○國務大臣(川口順子君) 私は総理の発言というのはそのとおりだと思っております。特に、それを改めるようにというふうに申し上げるつもりはございません。私が総理のような独創的な発言ができたかというと、これは別問題でございますけれども、おっしゃつてることは正しいと思います。

なぜ正しいかと申し上げますと、イラクがかつて、これは総理も何回もおっしゃつてありますけれども、大量破壊兵器を使つた、それからイラク自身が国連の査察団に対して何をどれくらい持つているということを自ら申告をしているわけですね。したがつて、これはあつたということです。それで、度重なる、六八七の決議、これは停戦決議ですけれども、これに重大な違反を犯している

「一四一」は武装解除の最後の機会を与え、またイラクが完全に協力を行わないことは更なる違反を構成をするということが決定をされ、そして、継続的に違反をする結果として深刻な結果に直面をするという警告を受けているわけで、今までの査察団の調査に対しても完全なる協力を行つてこなかつたということは査察団自体の報告で報告をされているわけです。したがつて、我々としては重大な違反が生じていると言わざるを得ないわけでござります。

そういうことで、その六八七の基礎が失われて、六七八によつて、これは武力容認、武力行使認め決議ですから、ということになつたわけです。が、その大量破壊兵器について言えば、イラクは自ら持つてゐると言い、そして、国連の決議に応じてそれの廃棄をしたとかどうしたとか、そういうことについては明らかにしてこなかつたといふことであれば、引き続き我々としては今調査をしているわけですから、それからイラクの国土というのは日本の一・二倍ある広い国土であるわけです。そういう中でその調査が行つてゐるのを、我々としてはそれを注視をしていくというふうに考えておきます。

○國務大臣(石破茂君) 今、外務大臣から答弁があつたとおりだと存じますが、要は今見付かつていらないからといってなかつたということにはならないということを私ども考えなきやいかぬ思つています。今見付からないからといってなかつたということには相ならない。総理がおつしやいましたのは、これは国民に分かりやすく総理の言葉でおつしやつたものでありまして、私の方から總理に意見を申し上げたという事実はございません。

これ、先生もごらんになつたと思いますが、私もこの間見てやや驚いたのですが、イラクの砂の中からミグ25が出てきたというのがありました。掘り出している写真というものは私も見ましたが、そういうことをするんだなどということであり

り新銃でもないな、新銃戦闘機を隠している。一・二倍という国土の中で大量破壊兵器というものを隠匿しようと思えば、それは相当に容易なことであり、それを探すというのは何倍も何倍も難しいことだということ、私はそういうような奇想天外、我々からすれば奇想天外なことを本当にやっているのだなということをあの写真を見てつくづく思つたことでございました。

○佐藤道夫君 私がお尋ねしたかったのは、フセインが行方不明、ならばフセインもいなかつたことになつてしまふぞと、あの論理なんですよ。子供が聞いてもあれはおかしいですよ。そのとおりだと思いますよ。かつて持つていていたかもしらぬ、しかし戦争を開始したときに当然持つていてる世界じゅうの人が皆そう思つていたわけでしょ。だからこそアメリカが大軍を派遣して、何万人という死者まで出して、そして大量破壊兵器を私的に発掘しよう、問題にしようといったけれども、それがもう何か月もたつて全然現われてこない。おかしいじゃないかと世の中の人は考へて、いろんな、お互いに議論をしたり政府に質問をぶつけたり、いろいろする。アメリカは今一生懸命になつて証拠を捏造したりして大量破壊兵器があつたんだ、なかつたんだ、やつていますけれども。

そんなことは抜きにして、要するに軍隊を派遣する、戦争を始めたときにあるはずだということを始めたわけで、死者が出てもこれは仕方がないと。ところが、それが全然大軍を派遣しても出でこない。おかしいとしか言いようがないじゃないかと、やっぱりなかつたんじやないかと。それに対する答えとしてフセインを持ち出すことは、もうこんな答案を書いたら零点ですよ。イラクに大量破壊兵器はあるかという論文に対して。フセインを見てみると、あれだつて行方不明じゃないかと、だからかつてなかつたと、こういう議論とごつちやにしているんだと、おかしいと思わぬのかと。そんな議論をなぜ、彼は本当に真剣にあ

う論理が成り立つと思つてゐるんでしようかね。そのところを私は疑問にしているわけでありますけれども、何しろ総理大臣の言つたことですからあなた方がここで取り消すとか間違いとか、それは言えないことは分かつてゐますから、この問題はここで終わりにいたしますけれども、しかし、いざれにしろ、機会あらば、酒に酔つた、酒に酔つ払つたふりをして、総理、あれはちょっとおかしいんじやないですかということぐらいは申し上げてくださいよ。総理もすぐ分かるわけですから。

そこで、次は自衛隊の問題について、主として防衛庁長官にお尋ねしたいと思います。

さるマスコミの報道によりますと、自衛隊員に自殺者が増えていると、年々増えて、間もなく年間百人に達するだろうと、こう言われておるわけですよ。我々は自衛隊をイラクに派遣していくのかということを真剣に議論しているわけですけれども、派遣される自衛隊員が何しろもう国内でも腐り切つちやつて自殺まで考へてゐると、一体これは何だろうかと。訓練が厳しいからと言ひ出したら、それはもうあの砂漠の中で照らされて、日陰一つないところに派遣したらもう自殺者が続出するんじゃないかと、こういうふうにも言いたくなるわけでありましてね。

そして、大変問題なのは、上司のいじめが原因だということをマスコミは取り上げておりました。何かすぐ理由を付けてがんがん殴り付けたりもすると。そういうえば、戦前の日本軍隊の上官のいじめというのは大変なものがありましたからね。みんな軍隊に入つて、それをもう本当に殴られて、けられて、もう死ぬ思いでしたと。年寄りに聞いてごらんなさい、みんなそういうことを言いますから、二等兵、一等兵時代は。それが昔から日本の軍隊の訓練だということになつてゐるのか。

いづれしろ、この自衛隊員の自殺が多いということについて、原因がどこにあるのか、対策は何を進めておられるのか、これは大変大事な問題だから

と思いますので、長官から親しく御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) この御指摘は、さきの国會におきましても吉岡委員からいただきまして、そのときも答弁を申し上げました。これは本当に深刻にとらえております。

現在、速報ベースで申しまして、十月六日現在四十一名ということありますから、別に三ヶ前行かなきやいいという話じやありませんで、とにかく自殺というは限りなくゼロにしていかなければ駄目なんだというふうに思っています。その原因といふものを考えてみたときに、病苦、借財、職務、家庭と、その他不明と出てくるわけであつて、その他不明では分からぬではないかということを申しております。

先生御指摘のいじめというものが、私は、この中には出できませんが、ないと私は思いません、正直申し上げて。本当にまじめに一生懸命やつている者ほどいじめに遭つちやうという話を聞いたことがありますし、私は防衛庁長官に就任いたします前に、本当に真剣に国のことと思つて大まじめに取り組んでいる人間が疎外されちやうというようなこともあります。私、全国あちらこちら歩いていて、いじめといふのは本当にあるんだという話を聞いておられます。

今、電話相談というものも始めましたし、そして七月十五日にはそういう対策本部というものも設置をいたしました。データを見ますと、やはり年齢によつて差があり、一般男性よりは自衛官の自殺の率は低いのですけれども、三十代男性というものを取つてみると逆転現象が起つて一般人よりも多いといふのが出てきます。また、地域別にもばらつきがあります。それは理由のないことだとは思つておりますんで、それ一つ一つ精査をしながら、どうしてこんなことになるんだということはきちんと明らかにしなければいけません。人一人

の命が失われるというのは大変なことでありますので、そのことについていい加減にしようとは思つておりません。私は、自殺が確実に目に見え

て減つたという形にいたしませんと、対策本部を作つたて何の意味もないと思つております。

また同時に、いじめる側が実はいじめたという意識を持つていいないと。この程度で死ぬとは思わなかつたと思つても、本人にしてみればすごくじめられたという例もあるんじやないか。自殺をする側も問題ですが、いわゆるいじめをしている側に対しても、どういうふうに我々は取り組むべきなのかということをきちんとやりませんとこれは減りません。

ここで自殺というものの撲滅に向けて全力を尽くしていきたい。先生はいろんな方のいろんな御意見をお聞きでしようから、是非こういうようなアイデアがあるということがあれば御教示をいただきたいと思います。

○佐藤道夫君 これは実は警察官の自殺とほぼ同様であるというふうに報道もされております。

考えてみれば、警察官、日夜新聞その他で大変な犯罪と今直面しております、もう朝から晩まで追いまくられて、そのため新しく発生した事例もやつてゐる暇もないといつて、またそれで何をしているんだということを世間から言われる。ついに職務に耐えられなくなつて自殺するんだと、警察官の自殺はですね。

ところが、自衛官の自殺、率直に言いますと、仕事は何だと言えば訓練をすることですよ。現に敵と直面をして生きるか死ぬかのことをやつているわけじゃないんであって、イラクに行つたらこういうことをやつたらどうだとか、率直に言えばこれは極めてのんびりした仕事じゃないかなと。ですから、仕事上の悩みから自殺を遂げるということはなかなか考えられない。一体何だろうかと。やっぱりこれは原因をきつと把握して対策を、どういう対策がいいのか、どういう原因があるのか聞かれても私は何も答えるすべはありませんから、長官が責任を持つてその辺は解明を

して、本当に心身ともに健全な隊員をイラクに派遣するというふうにしていただきたいと思います。

あそこで何人も自殺者が出了と、何だと、いや、大した原因もないんだがなど、こう各国から言わぬかと、各個人は皆そう言うでしよう。そういうことのないようにしていただきたいと、こう考

えれる次第です。今後の対策を見守つていただきたいと思います。

それから、これは自衛隊の、防衛庁の幹部の問題でありますし、いざイラク派遣、そういうことになりましたら、隊員を率いて行くのはしかるべき幹部諸公でありますから、この幹部諸公が一体どうなつてているのかと。これにも問題がないのか

これは報道されたことありますけれども、宮城沖地震がありまして大騒ぎになつて、自衛隊のあの矢本という自衛隊の基地がありますから、そこから航空機が飛び、飛行機が飛び立つていろいろ対策も作られたと。

そのとき、本部にも対策本部がありましたので、私は、偉い人たちがすぐ本部に行つて指揮をする、そういうことになつてゐるんだろうと思いましたら、事務次官以下四名か五名かの幹部諸公が料亭に行つて酒を飲んでいた。それは結構なんですかれども、その場に、たまたま宮城沖に大地震発生と、我が自衛隊も対策本部を設けて今対策を進めておりますと、こういう報道が入つてきましたわけです。こうなれば、すぐ次官以下が本部に立ち返つて状況を聞いて、ああしろこうしろといふ必要な指示をする、それは当たり前のことだと思つたんですけれども、そうじやなくて、そのまま酒を飲み、ああそうかと言つぐらいで酒を飲み続けていたと。

私は、この記事を見ながら、森前総理のことを思い出したわけですよ。彼はゴルフをしておりましたね。そこに、えひめ丸事件発生という第一報が

入つた。それで、そのままゴルフをずっと続けていたと。マスコミは、一体何だこれはと。日本の若者が何十人となく死んでいる。しかも、ぶつかつてきたのはアメリカの潜水艦、正に国対国の問題。それをふむと言つだけゴルフを続けていた

ということで厳しくまた批判しましたら、森総理の答弁が面白かつたんですけども、携帯電話を持った秘書官が周囲にいたから彼が本部と連絡を取つていたと、我々帰る必要もなかつたんだと、こういうことを答えていましたよ。これもまたきれ果てた答弁としか言いようがない。森さんの悪口を言うわけでもないんです。

これ、上に立つ者の心構えの問題なんですね。何かありましたら、やつぱり対策本部あるいは現場に駆け付けて、偉い人が行つたから解決するわけでも何でもない、また適切な助言ができるわけでも何でもない。下で、一線で頑張つている連中は、ああ大臣がわざわざやつてきたと、我々も頑張らねばいかぬといふことを思いも新たに取つてた答弁としか言いようがない。森さんの悪口を言うわけでもないんです。

これで、そして事故対策に取り組むと、どこの社会、たつてそんなんです。社長、いろいろ言われてる人たちも多いですけれども、そういう社内の事故があつた場合にはすぐ社長が飛んでいく、自分がどうしても手を離せなければ副社長をやるとか、そして上に立つ者は仕事、姿を現すことが下で、一線で頑張つてゐる者に対する無言の励ましになると、こういうことなんですかれども、その新聞報道に對して長官のコメントが出ておりまして、簡単に言えば、別に帰らなくてたつていじやないかと、やることやつてたんだからと。こういうふうな森総理と同じような答弁だったの、おやおやと、あのえひめ丸事件を教訓にしていないのかと、こういう思いがありました

いじやないかと、やることやつてたんだからと。こういうふうな森総理と同じような答弁だったので、おやおやと、あのえひめ丸事件を教訓にしてないのかと、こういう思いがありました。だから、それから何かコメントの訂正記事が出ましたね。やっぱり帰るべきだつたと。一体どつちが本音なんですか。それから、あの場合に帰らなかつた人に対しても、どういう行政処分を行つたのか。これ二度とあつてはならないことありますから、そこをちょっと教えてください。

○國務大臣(石破茂君) 処分は行つておりますから、たしておりません。

当日、私もその地下にござります対策本部に参りました。先生がいみじくも御指摘になりましたように、大臣、副大臣、事務次官以下、みんな何の指令が出せるわけもありません。当然、その災害が発災いたしましたのは十八時二十分でございました。

実際に我々の対応が始まつたのはそれからしばらく、しばらくというか数十分、十数分たつてからでございます。現場からいろいろな情報が上がつてきますが、まだそれは生の情報であつて、そこで一知半解にあれこれ言つてろくなことは起らぬわけあります。かえつて混乱を生ずるだけのことあります。ですから、実際に会議を、大臣以下、事務次官、その会に行つておった者も含めましてスタートをしました時間で、まだ情報は混乱を一部しておりますけれども、その時間にやつたことに問題はない。

しかし、先生御指摘のように、まさしく心構えの問題だと思っています。

そういうときに役に立とうが立つまいが切り上げて帰つてくるといふことがたとえ世の中のいわゆる情理、情理といふのは情けの方でございますが、これに反することがあつたとしてもそういうことはなげなければいけないのかもしれない。この会合も、中身は差し控えますけれども、やはり当所はまさしく防衛庁の真向かいでござりますから、車で一分、歩いて三分みたいなところでございます。飲んだ量も本当にほんんど飲んでいない。それはみんな使命感を持つて、責任感を持つてやつてましたけれども、しかしある意味で、本当に世間のお付き合いからすれば申し訳ないことがあるけれども、その際は帰るといふようなことがあればより適切であったと思つております。

今後、私も含めまして、より一層そのようなことに努めていかねばならないと考えております。

○佐藤道夫君 私も長いこと役人生活をしておりましたから役所の内情は私なりに知つてゐるつもりであります。こういう話というのはどこから情報が入るのか知らぬけれども、あつという間に全員に広がるんですよ。あの事件が起きて、対策本部を作つて、関係係員が集まつて一生懸命

やつているときに、大臣はどうしていた、何かその辺で飲んでいるらしいぞ、けしからぬにもほどがある、何で顔ぐらいは見せて我々を激励してくれないんだ。そんな大臣の言うことはもう今後聞くかない。若い連中になればなるほどこれはもうはつきりしたことあります。

そのときに、大臣がすぐ間髪を入れず現れまして、いや御苦労さん御苦労さん、しつかりやつてくれたまえ、大変だなと、こういう一声掛けてや

ることが彼らに対して、特に若い諸君に対してもただの励ましになるか。恐らくうち帰つて、いや、こういう仕事をしていたら大臣が姿を現してやうやく思ふ。次の選挙ではお父さん、是非大臣に入れてやつてくださいと、これが役所といふものなんですね。なにおれが行つたつて大したことはないやうな言葉を賜つた。本当にすばらしい大臣だと思います。この大臣がこの災害についてどういう対応策を合わせて議論をしているところに姿ぐらいい見せてやりなさいよと、それだけのことなんですね。そして、励ましの言葉を掛けてやる。だれだつて、この大臣がこの災害についてどういう対応策をついているかなんということはもう気にもしないであります。良い場合もあります。常に臨機応変に対応できるような体制を整えておくといふことに、より心せなければいけないと考えております。

○佐藤道夫君 何か大臣といふのは仕事の邪魔にしかならないようなお答えでしたけれどもね。

私は言つているのは、緊急の場合に、そういうふうな対策をどうするかというようなことをみんな額を合わせて議論をしているところに姿ぐらいい見せてやりなさいよと、それだけのことなんですね。そして、励ましの言葉を掛けたつて大したことはないやうな言葉を賜つた。本当にすばらしい大臣だつて、この大臣がこの災害についてどういう対応策をついているかなんということはもう気にもしないであります。良い場合もあります。常に臨機応変に対応できるような体制を整えておくといふことに、より心せなければいけないと考えております。

○佐藤道夫君 何か大臣といふのは仕事の邪魔にしかならないようなお答えでしたけれどもね。

私は言つているのは、緊急の場合に、そういうふうな対策をどうするかというようなことをみんな額を合わせて議論をしているところに姿ぐらいい見せてやりなさいよと、それだけのことなんですね。そして、励ましの言葉を掛けたつて大したことはないやうな言葉を賜つた。本当にすばらしい大臣だつて、この大臣がこの災害についてどういう対応策をついているかなんということはもう気にもしないであります。良い場合もあります。常に臨機応変に対応できるような体制を整えておくといふことに、より心せなければいけないと考えております。

○國務大臣(石破茂君) これ、先生、報道をお読みのことかと思いますが、私はその宴会には出ておりません。出ておりません。私自身は、その宴会にはお招きもいただいておりませんし、参加もいたしております。

ただ、先生もお役所でいろんな会議を主宰な

さつたりして御案内かと思いますが、実際に会議の資料というものを整えるのにはある程度の時間がかかります。会議を開催するのに、一体何分掛かるかということも申し上げます。そこへ大臣なり次官なりがやつてきてどうだのこうだの言うことになれば、かえつて会議の進捗を妨げることになりかねない。同時に、現場の円滑な職務の遂行にも妨げになりかねない。

それに対して小泉さんのお答えは、御案内のとおり、わしは知らぬと、この一言なんですね。あれを聞いてあきれたでしよう。そういう一番大事なことについて、わしは知らぬと。シビリアンコントロールの下で自衛隊の最高指揮官は総理ですからね。総理が、知らぬと、行きたいやつは勝手に行きやいい、そこで死んだつてどうもなるものじゃないぢやないか、安全地帯を一つ一つ挙げろなんてむちやくちやうなど、そんな感じなんですけれども、聞かれたらやつぱりきちっと答え、それは総理の責任でもあつて、しかし総理が大変忙でとてもそんなことを相談を受けたり自分の意見を言つたりする暇がないと言えば、次の指揮官は言うまでもなく防衛庁長官ですからね、あなたが部局に対しても、自衛隊をイラクに派遣する、危険地帯にはやらない、安全地帯にしかやらないと。一体、防衛庁として危険と安全の振り分けをどうやつてしているのか、それを説明してくれといつて、本来あなたが総理はお忙しいので私が代わつてお答えしましても、この問題でもあらうかと思うんですけど、こう言うべき問題でもあらうかと思うんですけど、今は至るもまだ分かつてない。安全地帯にしかやらないと。一体、防衛庁として危険と安全の振り分けをどうやつてお答えしましても、この問題でもあらうかと思うんですけど、今は至るもまだ分かつてない。

多分、隊員さんたちは皆元気一杯ですから、危険地帯であろうが安全地帯であろうが行こうといふ者の務めだ、義務だと、こう考えていただければ幸いだと思います。

それから、処分はしなかつたんですね。御自分も一緒にいたから処分はできなかつたんですか。これも小泉さんが、大変問題になつてゐる発言ですけれども、安全地帯に派遣する、危険地帯にはやらないと。これに対する質疑として、危険地帯とは、体何を言うのか、具体的な例、あそことあそこと、こういうことを示してもらえば、我々もよく分かるし、隊員も御家族も、ああそういうことなのかなということで理解してくれるんじやないかと、こういうお尋ね、これは当然の質問だと

○國務大臣(石破茂君) これは何度もお答えをいたしております。国会でも、私は、数えただけで十回以上お答えをしていると思いますが、申し上げ

方が悪くて御理解をいただけないので、もう一度申し上げます。

ないか、それは実際にその地域がどうなのか、國又は國に準ずる者による組織的、計画的な武力の行使が行われているかどうか、それが東京において現場も見すに判断ができるというようなどと、自分は判断できるというふうにおつしやるといふ方が私は無責任だというふうに思つております。

もしません。しかし政府の説明は、安全地帯、戦闘地域か何か知らない、要するに安全なところにやるんだなど。うん、なるほどな、それなら分かる。しかし、安全ってどういうことを言う、ある場合、イラクにあつて安全とはどういうことを言うんだろうかと。家族の方々は、やっぱり具体的にこういうことこういうことだと説明してやる

これは将補クラスが制服組、最も階級の高い者であるとしております。

○佐藤道夫君 何ですか。

○国務大臣(石破茂君) 将補

○佐藤道夫君 将補、将補ね申し訳ないですけれども、

いわゆる自衛官では
うふうに承知をいた

いいなか、それは実際にその地域がどうなのが、國又は國に準ずる者による組織的、計画的な武力の行使が行われているかどうか、それが東京において現場も見ずに判断ができるというようななことと、自分は判断できるというふうにおおつしやることの方が私は無責任だというふうに思つております。

であればこそ、調査團を派遣し、いろんな情報を集めて、憲法九条の範囲内で行うということを、責任を持つて政府として言うためには、あの場で総理がお答えになる、ここは非戦闘地域だ、ここは非戦闘地域ではないというようなことを断定的に地域を指定しておおつしやること自体が私はおかしなことだというふうに思つております。したがいまして、総理がおおつしやったことに私は何らの問題があると考えおりません。

他方、危ないか危なくないかということは何で判断するかと申し上げれば、これは何の訓練も受けていない、何の武器も扱つたことがない、そして何の権限も与えられていない、そういう民間人が行つた場合と、入つたときから身の危険を顧みず、身を挺して国民の負託にこたえるという宣誓を行い、訓練をやり、銃やそういうものの取扱いに慣れ、そして権限を与えられた自衛官が行く場合と、それは当然おのずから危険の度合いが違います。

その地域がどんな地域であり、憲法に許された範囲内でどのような装備を持っていくか、どのよくな訓練を行ふか、そしてどのようなR.O.Eを制定するか、それによって対処できる危険かどうか、回避できる危険かどうか、そのことを調べるために今調査團が行つておるのでありますて、危険かどうかということは、その地域を子細に見なければ、軽々に言えるものだと私は考えておりません。

○佐藤道夫君 私は、難しい議論をする気は更々ないわけとして、家族の立場に立つて、家族の方が、うちのせがれが一体どういうところに行くんであろうかと大変心配で心配で夜も寝られないかせん。

もしません。しかし政府の説明は、安全地帯、戦闘地域が何か知らない、要するに安全なところにやるんだなど。うん、なるほどな、それなら分かる。しかし、安全ってどういうことを言う、ある場合、イラクにあつて安全とはどういうことを言うんだろうかと。家族の方々は、やっぱり具体的にこういうことこういうことだと説明してやる

これは将補クラスが制服組、最も階級の高い者であるとしております。

○佐藤道夫君 何ですか。

○国務大臣(石破茂君) 将補

○佐藤道夫君 将補、将補ね申し訳ないですけれども、

いわゆる自衛官では
うふうに承知をいた

もしません。しかし政府の説明は、安全地帯、戦闘地域か何か知らない、要するに安全などと云ふにやるんだなど。うん、なるほどなそれなら分かる。しかし、安全つてどういうことを言う、ある場合、イラクにあつて安全とはどういうことを言うんだろうかと。家族の方々は、やっぱり具体的にこういうことこういうことだと説明してやるのが國の義務でもあるし、また防衛厅の責任でもあるうかと思うんです。

憲法九条まで持ち出し始めたら、もう問い合わせた家族の人はみんなしかめつ面、私は憲法九条なんか知らぬと言うかもしれませんよ、そんなことを言つたらね。やっぱりもつと分かりやすく、あなたの方のせがれさんたちを本当におりかりしますけれども、危険などころにはやりません。危険と安全、この区別はこういうことになつておりますて、例はここにありますよと分かりやすく答えれば、ああ、なるほどなるほど、よく分かつたということにもなりかねないです。何でそんな憲法まで持ち出して大議論を展開するのかよく分からぬわけとしてね。役人の説明は昔から分からぬというのが世間の人たちの受け止め方で、あれ、ごまかしているんだよ、なるほどなと、こう言つて役人を腹の中じゃ軽べつしてゐる。どうかそういうことのないよう、しつかりと家族の方々、いや一般国民全体に対しきちつとした分かりやすい説明をしていただきたいと思います。

それから、調査団の話が出ましたけれども、私、それについてもお聞きしておきたいんですけども、何人ぐらいの調査団、そして一番地位の高い人はどんな人なのか、それをちょっと教えてください。

○國務大臣(石破茂君) 人数につきまして十名前後ということは承知をいたしております。今、具體的に何人ということは申し上げられませんが、二十人に足りない数ということだと承知をいたしております。

これは将補クラスが制服組、最も階級の高い者であるとしております。

○佐藤道夫君 何ですか。

○国務大臣(石破茂君) 将補

○佐藤道夫君 将補、将補ね申し訳ないですけれども、

いわゆる自衛官では
うふうに承知をいた

これは将補クラスが制服組、いわゆる自衛官では最も階級の高い者であるというふうに承知をいたしております。

○佐藤道夫君 何ですか。

○國務大臣(石破茂君) 将補

○佐藤道夫君 將補 将補ね。

申し訳ないですけれども、長官自身は行かれていないんですか。なぜですか。

○國務大臣(石破茂君) これも累次国会で答弁を申し上げましたが、実際に派遣される自衛官の目で見て、どういう地域であるのか、どういうような二一ツがあるのか、それに対応できるだけのキャバシティーがあるのか、そしてそういうことに、あるいは危険というものを考えたときにどのような装備を持つていけばいいのか、どのような訓練をすればいいのかなどはプロの自衛官でなければ分かりません。これは、私は自衛官になつたこともない、自衛隊員であつたこともない、その者が行つて本当にきちんとしたことが分かるかといえど、私はそれは、断言をいたしますが、アマチュアに分かるはずがない。

シリリアンコントロールというものは、プロというものがきちんと見た、そういうような知識、そしてまた判断、これを政治として、政治の責任においてどこまで尊重するかがシリリアンコントロールの本質なのであって、何でも、シリリアンコントロールの主体という言葉を使っていいかどうか分かりませんが、政治の任に携わる者が行つて不確かな知識の基にいろんなことを決めることが私はシリリアンコントロールだとは考えていました。

しかしながら、私が何度かできれば行きたいということを申し上げましたのは、先ほど先生がおっしゃいましたように、それは一種の心構えの問題なのだと思います。大臣は行つたこともなくこの地域でやれど、つまりどこの地域で活動するかを定めるのは内閣総理大臣の承認の下に防衛府長官が行うのであります。大臣が見たこと

ない、だけれどもあなたの方ここへ行つてきてくれ
というようなことを申し上げると、司令官が君
たち行つてくれと言うときに、大臣も行つてきた
のだというのは、それは違うのだろうと思いま
す。

私は行つて何が分かるということは、知見があるませんからそのようなことは申しません。それは基本的に責任を取るのがシビリアンコントロールであり、そしてまた素人があれこれ軍事も知らないのに口を出してはいけないということもシビリアンコントロールとして大事なことだらうと思っています。しかしながら、心構えの問題として私自身はそういうことはあるべきではないかというふうに思つております。

○佐藤道夫君 最後に一点、お願ひします。

○委員長(山本一太君) もう質疑時間過ぎておりますので。

○小泉親司君 私は、神奈川県内の米軍基地の返還問題についてお尋ねをしたいと思います。
神奈川県は全国第二位の基地県であります
が、空母の母港化を始めとしまして悪名高いあの夜間
離発着訓練、NLPの基地も擁していると。私は
は、この神奈川県の基地の問題について、これま
で横浜市の市内に遊休基地、つまり遊んで休んで
いる基地が多数あるじゃないかということで、富
岡倉庫地区、上瀬谷基地、深谷通信所などの問題
についても取り上げてまいりました。ところが、
この問題については、私たちはこの遊休基地を直
ちに返還すべきだということを要求してきました
が、これまで政府は重い腰を上げなかつた。
ところが、最近になりましてやつとこの腰を上
げて日米の協議に入った。ところが、この日米の
協議の中では、アメリカ側から、この四つの基地
を前提条件とし、四つの基地の返還の前提条件と

が、この点についての国の認識を伺いたい。富岡倉庫施設、深谷通信所及び上瀬谷通信所について遊休化しているとの一部意見もあるが、いかが伺いたいと、この三つの要望が出されている。私は、この点では、この遊休基地としての三基地、この三基地については当然無条件返還が原則であるというふうに考えますが、まず防衛厅長官の見解をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 詳細につきましては、また御希望があれば施設庁の方からお答えをいたさますが、これは無条件ということ、その条件の問題だとは私は考えておりません。それは、その地域が今後使用されることの見通しがあるのかないのか、それがどうなのかということと関連をすることのございまして、無条件にというようなお話をにはならないというふうに考えております。なお、時折指摘をされますが、三者合意とい

まで協議の対象じゃないんだと、だからこの問題について横浜市と交渉すれば住宅建設は妥当であるというふうなことを話して、主張しております。

ところが、この池子の問題というのは、御承知のとおり、九回、この池子の森に住宅建設するかという問題をめぐりまして選挙が行われたんですね。もうこれは防衛庁長官もうなすいでおられるから御存じのことだと思いますが、九度やりまして、市長選、市議選ありましたけれども、これまでも九度のたびに反対派が基本的に勝利してきたということなんですね。

ところが、九四年の十一月十七日に澤市長が合意をした。この澤市長が合意したことについては私たちには反対をいたしましたが、この合意では少なくとも横浜市部分とか逗子市部分とかこういう切り離しはなかったというふうに思います、こ

○佐藤道夫君　ああそう。大事なことだけれども。
じゃ、一言だけ。

○委員長(山本一太君)　じゃ、一分で、もう。一
分以内でお願いいたします。

○佐藤道夫君　一分もくれるの。

して、言わば事実上、池子の森の横浜市部分に新たに米軍住宅を建設するという、言わばこの三基地は返すけれども、そのことを、池子の新しい住宅建設を認めなければ返さないというような話を突き付けられた。

ものがあつたということとの御議論がこれと絡めて行われることがあります。この点につきましては横浜市というのは当事者となつておりますが、このことにつきましても松沢知事からも会见等々で見解が表明をされていることでございま

の点、防衛庁長官も確認できますね。——防衛庁長官だよ。要らない、防衛施設庁は。防衛庁長官。

○委員長(山本一太君) もういや三十秒でお願いいたします。

○佐藤道夫君 是非とも一度自ら行かれて、そし
て自分の心で理解をして、自分の言葉で隊員たち
にイラクに行つてくれと、君たちが行くのはこう
いうところだと。これは、素人だけれども、勉強
すれば玄人になるわけですからね。大臣というの
はそういうものなんですよ。おれは素人だなんと
言う大臣は、私は本当は初めて聞きましたよ。そ
んな無責任なことを言うのはけしからぬと思いま
すよ。

以上。

私はこの問題については大変筋が違うと
は、日米地位協定上からも、ます遊休基地は直ち
に返還すべきだということは当然のことだという
ふうに思います。

その点で、横浜市も九月十一日に総務局長名
で、横浜防衛施設局長の枡田一彦さんというんで
すか、に対しまして、米軍施設の返還については、
本市の基本姿勢である早期全面返還の立場から、
無条件での返還が原則であると考えるが、この点
についての国の認識を伺いたい。富岡倉庫地域、
深谷通信所及び上瀬谷地域の返還については住宅
等建設と切り離した議論が原則であると考える

す
いすれにいたしましても、これは条件というものと絡めて議論をすべきことでは決してないといふうに私は思つております。

○小泉親司君 防衛庁は、池子の森への住宅建設に当たりまして、先ほど防衛廳長官も言われているように、この池子の森には逗子市と横浜市の部分がある、これは事実でございます。部分があるということは事実でございます。

ところが、以前の池子の森の建設には逗子市の部分だけが問題になつたんであつて、横浜市に属する三十七ヘクタール、このヘクタールにはこれ

合意は神奈川県知事長沢知事、逗子市長 防衛課長官宝珠山長官の間で行われたものでございます。すなわち、当時の長洲知事が仲介の労を取らせて、逗子市と国との間で住宅建設に向けて種々の議論を経まして合意に至つたものでござります。ここには横浜市は当事者となつております。せん。

したがいまして、三者合意というものに横浜市が含まれないということは、これは極めて当然のことだと思つております。

○小泉親司君　いや、私がお聞きしているのは、三者合意の話をしているんじやなくて、逗子市

○小泉親司君 私は、神奈川県内の米軍基地の返還問題についてお尋ねをしたいと思います。
神奈川県は全国第二位の基地県でありますが、空母の母港化を始めとしまして悪名高いあの夜間離発着訓練、NLPの基地も擁していると。私は、この神奈川県の基地の問題について、これまで横浜市の市内に遊休基地、つまり遊んで休んでいる基地が多数あるじゃないかということで、富岡倉庫地区、上瀬谷基地、深谷通信所などの問題についても取り上げてまいりました。ところが、この問題については、私たちはこの遊休基地を直ちに返還すべきだということを要求してきましたが、これまで政府は重い腰を上げなかつた。
ところが、最近になりましてやつとこの腰を上げて日米の協議に入った。ところが、この日米の協議の中では、アメリカ側から、この四つの基地を前提条件とし、四つの基地の返還の前提条件として、言わば事実上、池子の森の横浜市部分に新たに米軍住宅を建設するという、言わばこの三基地は返すべきれども、そのことを、池子の新しい住宅建設を認めなければ返さないというような話を突き付けられた。
私は、この問題については大変筋が違うと。私は、日米地位協定上からも、まず遊休基地は直ちに返還すべきだということは当然のことだというふうに思います。
その点で、横浜市も九月十一日に総務局長名で、横浜防衛施設局長の枠田一彦さんというんですか、に対しまして、米軍施設の返還については、本市の基本姿勢である早期全面返還の立場から、無条件での返還が原則であると考えるが、この点についての国の認識を伺いたい。富岡倉庫地域、深谷通信所及び上瀬谷地域の返還については住宅等建設と切り離した議論が原則であると考える

が、この点についての国の認識を伺いたい。富岡倉庫施設、深谷通信所及び上瀬谷通信所について遊休化しているとの一部意見もあるが、いかが伺いたいと、この三つの要望が出されている。

私は、この点では、この遊休基地としての三基地、この三基地については当然無条件返還が原則であるというふうに考えますが、まず防衛廳長官からの見解をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 詳細につきましては、また御要望があれば施設庁の方からお答えをいたさいますが、これは無条件ということ、その条件の問題だとは私は考えておりません。それは、その地域が今後使用されることの見通しがあるのかないのか、それがどうなのかということと関連をすることです。そこで、無条件にというようなお話をにはならないというふうに考えております。

なお、時折指摘をされますが、三者合意というものがあったということとの御議論がこれと絡めて行われることがあります。この点につきましても横浜市というのは当事者となつております。このことにつきましても松沢知事からも会見等々で見解が表明をされていることでございま

す。

いずれにいたしましても、これは条件というものと絡めて議論をすべきことでは決してないといふふうに私は思っております。

○小泉親司君 防衛庁は、池子の森への住宅建設に当たりまして、先ほど防衛廳長官も言わわれているように、この池子の森には逗子市と横浜市の部分がある、これは事実でございます。部分があるということは事実でございます。

ところが、以前の池子の森の建設には逗子市の部分だけが問題になつたんであって、横浜市に属する三十七ヘクタール、このヘクタールにはこれ

まで協議の対象じゃないんだと、だからこの問題についても横浜市と交渉すれば住宅建設は妥当であるというふうなことを話して、主張しております。

ところが、この池子の問題というのは、御承知のとおり、九回、この池子の森に住宅建設するかという問題をめぐりまして選挙が行われたんだです。もうこれは防衛庁長官もうなずいておられるから御存じのことだと思いますが、九度やりまして、市長選、市議選ありましたけれども、これまで九度のたびに反対派が基本的に勝利してきたということなんですね。

ところが、九四年の十一月十七日に澤市長が合意をした。この澤市長が合意したことについては私たちも反対をいたしましたが、この合意では少なくとも横浜市部分とか逗子市部分とかこういう切り離しはなかったというふうに思いますが、この点、防衛庁長官も確認できますね。——防衛庁長官だよ。要らない、防衛施設庁は。防衛府長官。

○國務大臣(石破茂君) 繰り返しになつて恐縮でございますが、平成六年十一月十七日、この三者合意は神奈川県知事長洲知事、逗子澤市長、防衛施設庁長官宝珠山長官の間で行われたものでござります。すなわち、当時の長洲知事が仲介の労力を取りまして、逗子市と国との間で住宅建設に向けて種々の議論を経まして合意に至つたものでございます。ここには横浜市は当事者となつております。

○小泉親司君 や、私がお聞きしているのは、三者合意の話をしているんじやなくて、逗子市が含まれないということは、これは極めて当然のことだと思つております。

の、横浜市の占める池子の森の住宅建設、この問題については横浜市とか逗子市とかという区分けはしてこなかつたでしようねと防衛庁長官に確認しているんですよ。その点、どうですか。

○國務大臣(石破茂君) それは当時、例えば私が御説明のためにいろいろな資料を御用意をいたしました。その際に、例えて申しますと、提供用地全体の面積は二百九十というふうに御説明をいたしております。その中に、この二百九十をどうとらえるかということになりますれば、それは委員の御指摘のようなことになりますよう。しかしながら、それでは住宅といふものをどこに建設すべきかということとその議論とはまた別のお話でございます。どの地域に住宅を建設をすべきかというお話と、その場合に横浜が含まれておつたであろうがということは、それは切り離して議論をしなければ、それは議論が交錯をしてしまふものだと私は思います。

○小泉親司君 ということは、今、防衛庁長官が御答弁されたのは、九四年の段階ではこれは逗子市と横浜市とかいう行政上の区別ではなく、池子の森の住宅建設をどうするか、米軍住宅建設をどうするかと、この点であつたということはお認めになつたということですね。——違うよ、防衛庁長官の答弁について言つているんだから、あなたが解説することはできないんだよ。論理から当たり前でしよう。

○國務大臣(石破茂君) そういうことを認めているわけではございません。

○小泉親司君 ということは、あなたが言つてゐる二百九十ヘクタールというのは、これ池子の森全体なんです。

私、今日これ、パネルを、これ当時の横浜防衛施設局が、よろしいですか、出したパンフレット

を大きくしたものであります。(資料を示す)こんなきれいなパンフをたくさん出された。そのきれいなパンフの中にちゃんと書いてあるのは、全面積は二百九十ヘクタールですよと、これは横浜市も逗子市も入っている行政区が入っているものであります。そのうちの計画面積は八十三ヘクタール、残りは三百七ヘクタールあると。この点については澤市長も、これは一百七ヘクタールも緑が残るんです、だからこの住宅建設については合意したんですけどと言つてます。

そして、防衛施設はもつとこれきれいな今度はパンフレットを出しまして市民に対して何と説明したかというと、わざわざ使用前、使用後の文書を出しまして、こうなりますよと、池子の森はこういうふうになりまして池子の緑は十分残りますよ、だから大丈夫なんだ、こう説明してきたんですよ。だから、当然のこととして、これは横浜市と逗子市という行政区の区分けはなく池子全体を当時は問題にしていたんだと。

これを防衛庁長官はお認めにならないというのは逗子市の市民に対して背信行為ですよ。国民に対する背信行為ですよ。この点は防衛庁長官、少なくともこれはお認めにならないと私はこれは説明が付かないものだと思ひます。どうですか。

○國務大臣(石破茂君) どんどんきれいになるとお褒めをいただいて恐縮であります。

使用前、使用後ということでありまして、池子の緑は十分残ります、景観はほとんど変わりません」といいますと、それは事実を事実として御説明をするために、この使用前、使用後という言葉を仮に使ふといたしますと、そういうものを御参考として資料として供したというふうに承知をいたしておりますところでございます。

この一連のチラシというものは、五十八年七月

に池子住宅地区及び海軍補助施設に防衛施設局が米軍家族住宅の建設を計画をいたしまして、施設局長から逗子市長等に対しまして正式に協力を申し入れまして、以降、緑がほとんどなくなつてしまふではないかという御懸念がございましたので、防衛施設局といたしまして地元の方々に、当該住宅建設は二百九十ヘクタールのうち計画区域八十三ヘクタールに限定をされたものです、防衛施設局の計画した住宅を建設したとしても緑の大部が残るということを御理解をいただきたく作成をしたものでございます。

したがいまして、三者合意とは関係がないだろうがというふうに委員が御指摘でございますが、が当事者となつてないということからも見られますように、この合意が逗子市域を対象としてなされたものというふうに考えておることは何ら矛盾し抵触するものではないというふうに私は考えておる次第でございます。

○小泉親司君 私、防衛庁長官、少なくとも私が言つているのは、論理の解釈の話をしてるんじゃないで、事実の問題として横浜市も逗子市も入つてゐるこの池子の森の全体の話を九四年當時はしていたんで、これを区分けして議論はしていなかつたでしようねと、このことを確認しているんです。何でそんな単純な簡単な話があなたが確認できないんですね。

時間がないからもう一つだけじゃ私聞きますが、あなた、三者合意三者合意と言いますが、三者合意の中には、防衛施設局は逗子市要望のいわゆる三十三項目について、次によるほか将来必要が生じたときには昭和五十九年の横浜防衛施設局長回答を基本とし、こう言つてゐるわけですね、

事情の変更を考慮しつつ対応すると。この昭和五十九年の防衛施設局長回答というのは、この回答書の中に「F A C 三〇八七池子弾薬庫家族住宅建設に係る条件に對する回答」と、これは防衛施設局の回答で、その中の一の四の中で、住宅建設戸数の限度を遵守することについて家族住宅を追加建設する考えはないと。これ明確に追加建設はないと。これは池子弾薬庫の問題ですよ。これについて明確にしている。

その点について澤市長は、答弁について、市議会での答弁で何と言つておるかというと、この追加建設はないというの、もう三十三項目のところで、これは三者合意の中にも含まれてゐる三十三項目のところで昭和五十九年当時に明確になつているというところで、それは変わらないということで、いわゆる合意書はできているということでござりますとちゃんと言つておるじゃないですか。

そんな、約束をほごにするというのは、私は、この協定を防衛施設局が九四年に結んでおきながら、それは池子全体で、しかもこれには追加建設はしないんだと、こういうことを逗子市民や国民に言つておきながら、今度はアメリカに言われて何を考え出したかというと、これは防衛施設局が悪知恵を私は働かしたんだと思いますが、この中には横浜市と逗子市という行政区が二つあるんだと。だから、三者合意は逗子市だから、今度は横浜市は関係ないんだから、横浜市にはアメリカの要望どおり造っちゃおうというの、これは私は、いささか国民党や逗子市民に対する私は背信行為だと。

この点はいかがですか、防衛庁長官。追加建設はしないということについては確認できますね、そういう合意をしたということことは。

○國務大臣(石破茂君) それは先生、先ほどから

形式論理の問題じゃないんだという御指摘です

が、これは形式論理を守りませんと行政というの

は成り立たないものでございまして、三者合意に

横浜市が入ってい

ないということは具体的的な事実

でございます。そしてまた、無条件ではないとい

うことでも先ほどお答えをいたしたとおりでござい

まして、その三者合意に横浜市は入っていない。

そして、横浜市に住宅建設を行いたいといふこ

とと追加建設は行わないということは何ら矛盾も

するものでも抵触をするものでもございません。

○小泉親司君 それでは、池子弾薬庫住宅建設に

係る条件に対する回答の中で、家族住宅を追加建

設する考えはない。つまり、池子弾薬庫の家族

住宅建設に係る問題については、追加建設を家族

住宅はすることはない。こういうことを回答し

たということは、防衛庁長官、お認めになります

ね。

○政府参考人(戸田量弘君) 委員長。

○小泉親司君 いや、違うよ。あなたじやないん

だよ。

○委員長(山本一太君) いや、ちょっと事実関係

だから、戸田施設部長、御答弁ください。

○政府参考人(戸田量弘君) 事実関係でございま

すので、事務方の方から答弁させていただきます。

先生御指摘の米軍家族住宅の建設についての私

どもの回答でござりますけれども、御指摘のよう

に、住宅建設戸数の限度を遵守することについて、家族住宅を追加建設することはないと趣旨

の回答をしていることは事実でござります。

たた……

○小泉親司君 事実だけいいんだよ。

ちょっと事実関係、フォロー、簡潔にお願いしま

す。

○政府参考人(戸田量弘君) この三十三項目に対

する回答を受けました合意書第四項では、防衛施

設庁は、逗子市要望のいわゆる三十三項目につい

て、次によるほか、将来必要が生じたとき、昭和

五十九年の防衛施設局長回答を基本とし、事情の

変更を考慮しつつ対応するといった三者合意書も

ございます。

また、先ほど来大臣から御答弁申し上げており

ますけれども、この合意書につきましては、横浜

市長が当事者となつていなことから……

○小泉親司君 違うんだよ。委員長。全然違うよ、

あなた、答弁が。私が聞いているのは……

○政府参考人(戸田量弘君) 池子、逗子市……

○小泉親司君 違うよ……

○政府参考人(戸田量弘君) を求めたものでござ

います。

○小泉親司君 池子弾薬庫、あなた、時間がない

んだから、こんなごまかし答弁で終始しちゃ駄目

だよ、あなた。私が質問しているのは、池子弾薬

庫家族住宅、池子弾薬庫の家族住宅の追加とい

うだから、戸田施設部長、御答弁ください。

○政府参考人(戸田量弘君) 事実関係でございま

よ。

そこで、防衛庁長官、どうですか。役人に幾ら答

えます。ちょっと事実関係、フォロー、簡潔にお願いしま

す。

○委員長(山本一太君) いや、事実関係ですから。

○小泉親司君 いや、そんな、おかしいですよ。

○委員長(山本一太君) どうぞ、最後に。

○小泉親司君 権は防衛庁長官に要望しているん

事、逗子市長と防衛施設局長との間でいろんな

調整をさせていただきました。この過程におきま

して、逗子市側から残余地の緑地としての保存を

求められたのに対しまして……

○小泉親司君 済みませんが、時間がないので簡

潔にお願いします。

○政府参考人(戸田量弘君) 防衛施設局から、当

面、残余地での住宅建設計画はないが、将来を縛

約束は不可、あるいは提供地の施設・区域に制

約を加えるのは極めて困難などと説明した経緯が

ございます。

こういったことからも、三者合意において、こ

の池子の残余地において住宅建設を行わないと

いつたことを約したものではないと考えております。

○小泉親司君 追加建設はしないと、あなた言つ

てあるじゃないか、この合意で。そのことはお認

めになるんですかと聞いているんです。そのこと

に対して答えてくださいよ、あなたが事実関係だ

と言つているのであれば。ちゃんと、防衛庁長官、

答えてくださいよ。池子弾薬庫、これはやつてら

たつて駄目ですよ、委員長。

○委員長(山本一太君) いや、事実関係ですから。

○小泉親司君 いや、そんな、おかしいですよ。

○委員長(山本一太君) どうぞ、最後に。

○小泉親司君 権は防衛庁長官に要望しているん

事、逗子市長と防衛施設局長との間でいろんな

調整をさせていただきました。この過程におきま

して、逗子市側から残余地の緑地としての保存を

求められたのに対しまして……

○政府参考人(戸田量弘君) 昭和五十八年七月、

池子住宅地区及び海軍補助施設に防衛施設局が米

軍家族住宅の建設を計画して、横浜防衛施設局長

から逗子市長等に對して正式に協力を申し入れま

した。この回答につきまして、昭和五十九年六月

五日、当時の逗子市長から横浜施設局長に對して

回答をちやうだいしたところでござります。

そして、その中に住宅建設戸数の限度を遵守す

ることという回答がございました。これにつきま

して、私も横浜防衛施設局長は、逗子市長に對

しまして五十九年九月五日付けで、先ほどの三十

三項目の要望につきましての住宅建設戸数の限度

を遵守することについて……

○委員長(山本一太君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(戸田量弘君) ということについ

て、家族住宅を追加建設する考えはないというふ

うな回答をしておるのは事実でござります。

そして、これを受けまして、先ほど御議論になつ

ております三者合意がまとめられております。そ

の中の第三項でござりますけれども、防衛施設局

は、逗子市要望のいわゆる三十三項目について、

死するという事件が起きました。

この事件の背景、真相について警察庁から簡潔に御説明ください。

○政府参考人(瀬川勝久君) お尋ねの事件は、本年八月三十一日、航空自衛官が知人所有の廃品置場において不法に所持していたロケット弾を爆発させ死亡したというものであります。

沖縄県警におきましては、同人の自宅などからロケット弾、自動小銃、カービン銃等を発見、押収しております。現在、沖縄県警において、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法違反容疑事件としまして、押収品の鑑定、関連場所の捜索、関係先に対する照会等を実施するなど、事案の解明をしております。現在、沖縄県警において、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法違反容疑事件としまして、押収品の鑑定、関連場所の捜索、関係先に対する照会等を実施するなど、事案の解明をしております。

○大田昌秀君 防衛庁は、この事件に対してもどういう対策を取られていますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 先般沖縄で発生しました自衛官の爆死事故につきましては、今ほど捜査当局の方からお話をございましたけれども、事故原因などについて捜査を行つてあるところでございますが、国の安全を担い国民の信頼にこたえなければならない自衛官が自宅等に対戦車ロケット弾や自動小銃などを保管し、地域住民の皆様に大変な不安を与えたことは誠に遺憾なことだと思っております。

防衛庁におきましては、今回の事故を踏まえて、部隊長等に部下の心情把握に努めることの重要性を再認識させますとともに、違法に武器弾薬等を保有することのないよう各隊員の注意を喚起する等の服務指導の徹底を行つておられます。したがって、地上の基地から進出することが必要であります。

薬等を保有することのないよう各隊員の注意を喚起する等の服務指導の徹底を行つておられます。

また、現在、捜査当局が行つております捜査に全面的に協力しつつ、爆死した自衛官に対する心

情把握の状況あるいは武器等の入手経路などが明らかになつた段階におきまして、必要に応じて更なる措置を講じてまいりたいと考えております。

防衛庁におきましては、現在、平成十二年度に取りまとめられた不祥事防止施策の「オローラ・アップ」等を通じました不祥事防止のための取組の一層の強化を図つてあるところでございまして、今後とも不祥事防止に全力を尽くし、信頼の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

○大田昌秀君 どうして捜査がこんなに長引いているんですか。何が障害になつていていますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 本件の事件の解明のためにはやはり最も必要な被疑者からの調べといふことになるわけでございますけれども、その被疑者が死亡しているということが一番捜査上困難な点だろうというふうに承知をしております。関係者、関係先等に必要な捜査を鋭意、今、実施をしているところと報告を受けております。

○大田昌秀君 その米軍鳥島訓練場は米軍機による劣化ウラン弾の射撃訓練が行われたところで、まだその処理さえ済んでいないところですね。そ

○委員長(山本一太君) 質疑時間ですので、これで

○大田昌秀君 これで最後です。

○委員長(山本一太君) 質疑時間ですので、これで

○大田昌秀君 どうして捜査がこんなに長引いて

いるんですか。何が障害になつていていますか。

○国務大臣(石破茂君) これは、一つは艦載、船に載せるということを行つておません。したがって、海上の基地から進出することが必要であります。

○大田昌秀君 終わります。

○委員長(山本一太君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

もう一点は、レーザーの反射率、すなわちこのミサイルの照準に使うレーザーでございますが、その反射率が低い地域が必要でございます。したがって、鳥島が最適な地域であるというふうに

判断をしたと承知をいたしております。

○委員長(山本一太君) 判断をしたと承知をいたしておられます。

○大田昌秀君 今後、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(山本一太君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

もう一点は、レーザーの反射率、すなわちこのミサイルの照準に使うレーザーでございますが、その反射率が低い地域が必要でございます。したがって、鳥島が最適な地域であるというふうに

判断をしたと承知をいたしております。

○委員長(山本一太君) 判断をしたと承知をいたしておられます。

○大田昌秀君 今後、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(山本一太君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

○國務大臣(石破茂君) 先ほど申し上げましたように、いろいろな諸条件を勘案をいたしまして最も適地であるというふうな判断をしたと承知をいたしておりますが、他方、町議会あるいは漁民の方々の反対意見があるということも承知をいたしておられます。私ども、その点も重く受け止めまして、別表第一及び別表第二を次のように改める。

十月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

今後、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

○大田昌秀君 終わります。

○委員長(山本一太君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

もう一点は、レーザーの反射率、すなわちこのミサイルの照準に使うレーザーでございますが、その反射率が低い地域が必要でございます。したがって、鳥島が最適な地域であるというふうに

判断をしたと承知をいたしております。

○委員長(山本一太君) 判断をしたと承知をいたしておられます。

○大田昌秀君 今後、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(山本一太君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

別表第一 防衛参事官等俸給表(第四条一第六条、第八条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号俸	指定職
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員	1	240,700	327,400	364,400	405,800	458,900	1	円 573,000
	2	249,500	338,400	377,600	419,200	474,600	2	636,000
	3	260,000	349,600	390,700	432,600	490,300	3	704,000
	4	269,800	360,900	403,600	446,100	506,100	4	783,000
	5	282,700	372,400	416,500	459,600	521,500	5	843,000
	6	292,500	383,800	429,200	472,900	536,900	6	906,000
	7	304,100	394,600	441,900	485,900	552,200	7	991,000
	8	314,200	405,100	454,600	498,300	567,500	8	1,069,000
	9	324,700	415,500	467,200	510,500	582,700	9	1,146,000
	10	335,500	425,800	479,100	522,200	597,900	10	1,227,000
	11	346,200	436,100	489,700	532,700	610,100	11	1,301,000
	12	357,100	446,300	500,100	542,300	618,000		
	13	367,900	455,800	508,500	550,400	625,500		
	14	378,600	464,500	515,700	558,000	632,200		
	15	389,000	470,900	522,900	562,800	637,300		
	16	399,300	476,900	527,600				
	17	409,100	481,200	532,200				
	18	418,800	485,400	536,900				
	19	428,000	489,600					
	20	435,800	493,800					
	21	441,700	498,000					
	22	446,900						
	23	451,400						
	24	455,600						
	25	459,700						
再任用職員		338,200	365,000	403,000	441,600	499,900		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准 准 准	陸 海 空	尉 尉 尉	陸 曹 空	長 長 長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸 士 空	長 長 長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額				俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 245,700	円 237,200	円 228,200	円 222,400	円 222,100	円 —	円 189,700	円 174,200	円 —	円 159,600	円 152,300				
254,700	241,200	237,300	231,500	231,200	213,300	202,100	181,900	174,200	166,700					
263,700	245,400	245,200	239,400	239,100	222,100	212,700	189,700	181,900	170,900					
272,700	253,600	253,400	247,600	247,300	231,200	221,300	198,900	186,200						
282,000	261,900	261,600	255,800	255,500	239,100	229,300	208,800	190,400						
291,500	270,300	269,800	264,000	263,700	247,300	237,200	216,900							
301,100	279,100	278,600	272,800	272,500	255,500	245,100	224,100							
311,000	287,800	287,300	281,500	281,200	263,700	252,700	231,200							
320,500	296,500	296,000	290,200	289,900	272,500	260,600	235,900							
329,900	305,200	304,700	298,900	298,600	281,200	268,600								
339,300	313,900	313,400	307,600	307,300	289,900	276,900								
348,600	322,600	321,900	316,100	315,800	298,500	285,300								
357,900	331,200	330,400	324,600	324,300	306,900	293,600								
367,100	339,900	339,100	333,300	332,800	315,100	301,800								
376,300	348,700	347,800	341,900	341,300	323,300	308,600								
384,800	357,500	356,500	350,600	350,000	331,500	315,300								
393,200	366,300	365,300	359,300	358,500	339,500	321,600								
401,500	374,400	373,400	367,400	366,600	347,200	327,100								
409,800	382,500	381,500	375,500	374,700	354,600	331,600								
418,100	390,600	389,600	383,600	382,700	361,600									
426,200	398,500	397,500	391,500	390,600	368,400									
433,900	406,400	405,400	399,400	398,400	375,400									
440,700	414,100	413,100	407,000	405,900	382,400									
446,300	421,700	420,700	414,600	413,500	389,300									
451,000	429,200	428,200	422,100	420,700	396,000									
455,600	435,200	434,200	428,100	426,600	401,900									
460,000	440,400	439,200	433,100	431,200	407,100									
464,400	445,400	444,000	437,900	435,800	411,600									
468,800	450,000	448,500	442,400	440,300										
473,200	454,600	453,000	446,900	444,800										
477,700	459,200	457,600	451,500	449,300										
482,200	463,700	462,100	456,000											
486,700	468,200	466,600	460,500											
	472,700	471,100	465,000											
	477,200	475,600												
302,400	293,600	293,300	286,600	282,600	272,600	251,400	—	—	—	—	—			

は、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

職員の区分	階級 号 備	陸海空	將 將	陸海空	將 將	補 補	1 1 1	等 等	陸海空	佐 佐	2 等 陸佐 2 等 海佐 2 等 空佐	3 等 陸佐 3 等 海佐 3 等 空佐	1 等 陸尉 1 等 海尉 1 等 空尉
		俸 給 月 額		俸 給 月 額					俸給月額	俸給月額	俸給月額		
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)							
再任用職員以外の職員	1	円 573,000	円 573,000	円 480,800	円 441,000	円 423,300	円 374,000	円 341,200	円 319,100	円 274,500			
	2	636,000	636,000	496,700	454,200	436,000	385,300	351,900	329,500	284,500			
	3	704,000	704,000	512,600	467,400	448,900	397,900	363,700	340,000	296,000			
	4	783,000	783,000	528,200	480,800	462,000	410,900	374,000	350,700	306,000			
	5	843,000	843,000	543,700	494,200	474,600	423,300	385,300	361,600	315,900			
	6	906,000	906,000	559,200	507,600	486,900	435,900	397,900	372,600	326,000			
	7	991,000	991,000	574,400	522,000	498,400	448,800	409,400	383,700	336,100			
	8	1,069,000		588,900	536,400	508,800	461,900	420,900	394,900	346,100			
	9	1,146,000		603,400	550,700	519,200	474,400	432,100	405,800	356,000			
	10	1,227,000		614,800	563,900	529,600	485,900	443,100	416,500	365,800			
	11	1,301,000		623,400	576,800	539,800	496,400	453,900	427,100	375,300			
	12			632,000	589,200	549,600	506,000	464,600	437,500	384,600			
	13			640,500	598,400	558,000	515,300	475,200	447,800	393,700			
	14			649,000	604,200	565,800	521,900	485,600	458,100	402,700			
	15				610,200	570,800	528,700	495,100	468,100	411,400			
	16				616,200	575,800	533,800	504,100	474,400	420,200			
	17					580,800	538,800	510,400	480,200	428,700			
	18					585,800	543,700	516,900	484,800	436,800			
	19					590,800	548,600	522,000	489,400	444,300			
	20						553,400	527,000	494,000	450,200			
	21						558,200	531,900	498,600	455,400			
	22						563,000	536,800	503,300	459,900			
	23						567,800	541,600	508,000	464,300			
	24							546,400	512,700	468,700			
	25							551,200	517,500	473,100			
	26								556,000	522,300	477,500		
	27									527,100	481,900		
	28										486,300		
	29										490,800		
	30										495,300		
	31												
	32												
	33												
	34												
	35												
再任用職員		—	—	519,100	481,500	461,300	417,600	389,100	366,000	325,400			

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについて

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中並びに第十二条の六第一項及び第二項を「第十二条の六第一項及び第二項並びに第十二条の七第一項及び第二項に、第三項並びに第十二条の七第一項」を「第三項に、「第十二条の七中」を「第十二条の七第一項及び第二項に第十二条の七第一項」に改める。

第二十五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第八項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(俸給の切替え)

(施行期日)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という)第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。)にあっては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百五十九号)第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)又は階級当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一

等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいふ。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第八項において「一般職給与法」という。)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十二号。附則第六項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

(施行日前の異動者の俸給月額等の調整)

5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

7 法第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十一年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

8 法第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十一年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

9 (政令への委任)

附則第二項から前項までに定めるものはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第 号)附則第七項と読み替えるものとする。

与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百五十九号)附則第八項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百五十九号)附則第七項と読み替えるものとする。

8 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十二条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十二条の七の規定の適用については、一般職給与改正法附則第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百五十九号)附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給

平成十五年十月十五日印刷

平成十五年十月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K